

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊 (IoT) 【現改比較表】 2022年7月7日時点

～2022年7月6日

2022年7月7日～

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊  
(IoT)

別紙 IoT Connect提供条件等

2 各メニュー等の提供条件等

(1) IoT Connect Mobile Type S

A 提供条件

(D) 料金プランに係るもの

区 分	内 容
(略)	(略)

備考

1～4 (略)

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊  
(IoT)

別紙 IoT Connect提供条件等

2 各メニュー等の提供条件等

(1) IoT Connect Mobile Type S

A 提供条件

(D) 料金プランに係るもの

区 分	内 容
(略)	(略)

備考

1～4 (略)

5 当社は、次の事項を定額プラン及び上り特価プランに適用します。

(1) 当社は、契約者から請求があったときは、容量シェアグループを設定します。この場合、容量シェアグループの扱いは、次のとおりとします。

A 容量シェアグループに属するプロファイルの料金月における通信量上限値を合計します。ただし、プロファイルステータスが休止のプロファイルを除きます。

B 1の容量シェアグループを構成するプロファイルの数は、30,000を上限とします。

C 定額プランと上り特価プランの混在する容量シェアグループを設定することはできません。

D (E)接続タイプに定めるインターネット接続タイプと閉域接続タイプの混在する容量シェアグループを設定することはできません。

(2) 当社は、契約者から容量シェアグループを構成するプロファイルの追加又は移動の請求があったときは、その請求日を含む料金月の翌料金月から適用します。

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊 (IoT) 【現改比較表】 2022年7月7日時点

～2022年7月6日

2022年7月7日～

(3) 当社は、契約者から容量シェアグループを構成するプロファイルにおいて次の請求がされたときは、その当日にそのプロファイルを容量シェアグループから除外し、同時にそのプロファイルの通信量上限値をその請求がなされた料金月の備考(7)A又はBに定める通信量上限値の合計から除外するもの  
とします。

またこの場合において、当該請求がなされたプロファイルのその料金月の通信量は、当該請求がなされた料金月のその容量シェアグループでの通信量の合計に含まれるものとします。

A 容量シェアグループからプロファイルの削除

B プロファイル種別の切替

C プロファイルステータスの廃止への変更

(4) 当社は、容量シェアグループを構成するプロファイルのプロファイルステータスが休止に変更されたときは、その当日にそのプロファイルの通信量上限値を当該変更があった料金月の備考(7)A又はBに定める通信量上限値の合計から除外するものとします。

またこの場合において、当該変更があったプロファイルのその料金月の通信量は、当該変更があった料金月のその容量シェアグループでの通信量の合計に含まれるものとします。

(5) 当社は、容量シェアグループを構成するプロファイルのプロファイルステータスが休止から利用中に変更されたときは、その当日にそのプロファイルの通信量上限値を当該変更があった料金月の備考(7)A又はBに定める通信量上限値の合計に合算するものとします。

またこの場合において、当該変更があったプロファイルのその料金月の通信量は、当該変更があった料金月のその容量シェアグループでの通信量の合計に含まれるものとします。

(6) 当社は、上り特価プランの下りの通信については、容量シェアグループの通信量及び通信量上限値の合計に含めません。

(7) 当社は、次の場合には、容量シェアグループに属するプロファイルのその料金月における通信の利用を制限します。この場合、本規定は、備考2(4)B又は備考3(5)Bの規定に優先するものとします。

A B以外のもの

容量シェアグループに属するプロファイルの1の料金月における通信量及びそのコースに係る通信量上限値をそれぞれ合計し、その通信量の合計が通

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊 (IoT) 【現改比較表】 2022年7月7日時点

～2022年7月6日

2022年7月7日～

信量上限値の合計を超えた場合

B 容量シェアグループに属するものであって、1の容量シェアグループに係る通信量上限値の合計が100テラバイトを超えるもの

容量シェアグループに属するプロファイルの1の料金月における通信量の合計が100テラバイトを超えた場合

(この場合、1テラバイトは2の40乗バイトとします。)

(8) 当社は、前項の規定にかかわらず、上り特価プランの下りの通信において当月の通信量の合計が通信量上限値を超えた場合の通信の利用の制限は、プロファイルごとに行います。

(9) 契約者は、容量シェアグループにおいて、1の料金月に係る通信量の合計がその料金月の通信量上限値の合計に満たない場合が生じたとき、その差金を翌料金月に繰り越すことはできません。

(10) 契約者は、容量シェアグループに属するプロファイルの料金プランに係る区分を変更しようとするときは、事前にそのプロファイルを容量シェアグループから削除していただきます。

(G) その他

当社は、電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）に基づき、契約者（MVNOである者に限ります。）の名称等を総務大臣に報告するものとします。